



子ども虐待防止  
オレンジリボン運動

# 11月は、児童虐待防止推進月間

## 体罰は、法律で禁止されています。



「しつけ」と言って、おうちの人や大人の人から、  
こんなことをされていませんか？

これらはすべて「体罰」といって、法律で禁止されている行いです。



たたく・ける



長時間の正座



どこかに  
とじこめられる

こんなことも、子どもの権利を侵害する行いです。



無視される



きょうだいと  
比べてけなす



産まれてきたこと  
を否定される

あなたの1本のお電話で救われる子供がいます。

### 児童虐待かと思ったら すぐおに電話を！



### 連絡先

- ◆児童相談所全国共通ダイヤル **189** (お近くの児童相談所につながります)
- ◆児童家庭課 家庭児童相談室 ☎973-5041 (午前8時30分～午後5時15分)
- ◆コザ児童相談所 ☎937-0859 (午前8時30分～午後5時15分)
- ◆子ども虐待ホットライン ☎886-2900 平日(午後5時15分～翌朝8時30分)  
土日・祝日・年末年始(24時間)
- ◆うるま警察署 ☎973-0110 ※緊急時は110番!
- ◆石川警察署 ☎964-4110

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

【問合せ先】 児童家庭課 ☎973-5041